

令和6年8月30日告示第92号

改正

令和7年4月1日告示第56号

令和7年4月22日告示第70号

令和8年3月26日告示第36号

令和8年3月31日告示第51号

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項で規定する間接補助金を地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金として交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の種類、補助金の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる者が補助金の交付申請時において納付すべき納期限の到来した市税に未納があるときは、補助金を交付しない。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を

決定し、その結果を小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

（変更等の承認）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

- (1) 事業所の所在地の変更（市外への移転を除く。）
- (2) 連絡先の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び機具、備品及びその他の重要な財産とする。
- (3) 適正化法第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (4) 補助事業者は、市長の承認を受けないで、取得財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
- (5) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合に

は、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この条において「基準」という。）の例による。

3 基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、規則第8条第3項及び第15条の規定により交付の決定を取り消したときは、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金取消通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（報告等）

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第6号）に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第13条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、速やかに第10条の規定に準じ当該経費を減額して作成した実績報告書を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第11条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 国交付要綱、適正化法、規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、規則第8条第3項及び第15条の規定により取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第15条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について、第7条第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第5条の規定による交付決定を受けている者に係る第8条及び第13条

から第15条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和7年4月1日告示第56号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定（「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。）は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年4月22日告示第70号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年3月26日告示第36号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第51号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公表の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

（1）自家消費型太陽光発電設備（PPA事業用）

補助金の目的	PPAによる太陽光発電設備の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者	PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を提供する事業者）
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備をPPAにより設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

		<ol style="list-style-type: none"> 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2.ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量の計測器等が設置されること。 3 市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
	補助金額	<p>7万円／kW（家庭用として住宅等に設置されるもの）</p> <p>5万円／kW（事業用として事業所に設置されるもの）（上限1,750万円）</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（様式第1号別紙1） 2 申請者の登記事項証明書の写し 3 補助対象設備の見積書の写し 4 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙5） 5 PPA事業実施に係る承諾書（様式第1号別紙9） 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第6号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書個票（太陽光発電設備） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し

		4 系統連系契約を証明する書類の写し 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
--	--	--

(2)蓄電池（P P A事業用）

補助金の目的	P P Aによる太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。	
補助対象者	P P A事業者（需要家に対してP P Aにより電気を提供する事業者）	
補助対象事業	<p>（1）の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2.ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 市内に設置されるものであること。</p> <p>3 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>4 次の価格以下の蓄電システムであること。 家庭用（20kWh以下）：14.1万円/kWh 業務用（20kWh超）：16.0万円/kWh</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>	
補助金額	家庭用：補助対象経費の1/3 業務用：補助対象経費の1/3（上限40万円） （千円未満切捨て）	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月末まで

	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（様式第1号別紙2） 2 補助対象設備の見積書の写し 3 蓄電池の設置に係る誓約書（様式第1号別紙6） 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第6号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 1 実績報告書個票（蓄電池） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 自家消費型太陽光発電設備（自己所有者用）

補助金の目的	自己所有型による太陽光発電設備の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者	住宅等又は事業所に太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を自己所有により設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2.ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量の計測器等が設置されること。 3 市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額	7万円/kW（家庭用として住宅等に設置されるもの）

		5万円／kW（事業用として事業所に設置されるもの）（上限1,750万円）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月末まで
	添付書類	1 事業計画書（様式第1号別紙1） 2 補助対象設備の見積書の写し 3 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙5） 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第6号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（太陽光発電設備） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 系統連系契約を証明する書類の写し 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（4）蓄電池（自己所有者用）

補助金の目的	自己所有型による太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者	住宅等又は事業所に蓄電池を設置する者
補助対象事業	（3）の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

		<p>1 国実施要領別紙2の2.ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 市内に設置されるものであること。</p> <p>3 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>4 次の価格以下の蓄電システムであること。 家庭用(20kWh以下)：14.1万円/kWh 業務用(20kWh超)：16.0万円/kWh</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
	補助金額	<p>家庭用：補助対象経費の1/3 業務用：補助対象経費の1/3(上限40万円) (千円未満切捨て)</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月末まで
	添付書類	<p>1 事業計画書(様式第1号別紙2)</p> <p>2 補助対象設備の見積書の写し</p> <p>3 蓄電池の設置に係る誓約書(様式第1号別紙6)</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
実績報告書	様式	様式第6号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書	1 実績報告書個票(蓄電池)

	類	<p>2 施行前後の写真</p> <p>3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
--	---	---

(5)電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

補助金の目的	<p>市民による電気自動車（以下「EV」という。）又はプラグインハイブリッド自動車（以下「PHEV」という。）の購入費用の一部を補助することにより、EV及びPHEVの普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。</p>	
補助対象者	<p>小矢部市内を本拠として使用するEV又はPHEVを購入する市民</p>	
補助対象事業	<p>EV又はPHEVを購入する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2.オ（ネ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 自動車検査証における使用の本拠の位置として小矢部市内の地域が記載されていること。</p> <p>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>	
補助金額	<p>蓄電容量×1/2×4万円/kWh （経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限とする。）</p>	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月末まで

	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（様式第1号別紙3） 2 補助対象車両の見積書の写し 3 EV・PHEVの購入に係る誓約書（様式第1号別紙7） 4 電力調達方法の根拠となる資料 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第6号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書個票（EV・PHEV） 2 補助対象車両を購入したことが確認できる写真 3 補助対象車両の購入に係る領収書等の写し 4 自動車検査証の写し 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(6) 充放電設備

補助金の目的	市民によるEV又はPHEVの購入と併せて設置する充放電設備の設置費用の一部を補助することにより、EV及びPHEVの普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者	充放電設備を設置する市民
補助対象事業	<p>(5)の付帯設備として充放電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2.オ(ノ)に定める交付要件を満たすこと。 2 充放電設備の設置場所が、この補助金を用いて導入したEV又はPHEVの自動車検査証における使用の本拠の地域と同一であること。

		3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象経費の1/2
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月末まで
	添付書類	1 事業計画書（様式第1号別紙4） 2 補助対象設備の見積書の写し 3 充放電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙8） 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第6号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（充放電設備） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類